

2021年6月2日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目5番27号
日本板硝子株式会社

「第155期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

当社「第155期定時株主総会招集ご通知」の記載の一部に修正すべき事項がございましたので、会社法施行規則第133条第6項に基づき、本ウェブサイトをもって、下記のとおり謹んでお知らせ申し上げます。

記

1. 修正箇所

「第155期定時株主総会招集ご通知」29ページ

「Ⅱ 株式に関する事項」中の「6. その他株式に関する重要な事項」

2. 修正内容

「6. その他株式に関する重要な事項」中の文言を次のとおり変更するものです。（変更箇所はアンダーラインで表示）

[変更前]

6. その他株式に関する重要な事項

当社定款に基づくA種種類株式に付されている普通株式を対価とする取得請求権については、当社とA種種類株主との間で締結した引受契約に基づき払込期日以降2020年6月30日までの間は当該取得請求権を行使することはできない旨の制限が付されていましたが、2020年7月1日付けでその制限は解除されております。

(注) A種種類株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使する際の取得価額は846.5円です（当社定款所定の取得価額の調整事由が生じた場合を除きます）。

[変更後]

6. その他株式に関する重要な事項

当社定款に基づくA種種類株式に付されている普通株式を対価とする取得請求権については、当社とA種種類株主との間で締結した引受契約に基づき払込期日以降2020年6月30日までは当該取得請求権を行使することはできない旨の制限が付されているところ、一定の転換制限解除事由が発生した場合には、2020年6月30日以前であっても、A種種類株主は普通株式を対価とする取得請求権を行使することができることが合意されており、2020年3月期連結業績において連結営業利益の額が本引受契約に規定する水準に達しなかったため、転換制限解除事由が生じたことを2020年5月22日に開示しました。

(注) A種種類株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使する際の取得価額は846.5円です（当社定款所定の取得価額の調整事由が生じた場合を除きます）。

以 上